



くらしと憲法

憲法記念秋のつどい 報告

No. 91

くらしと憲法
2016年
5月2日発行

「歴史の転換点としての2015年 —新たな民主主義のはじまり」

2015年11月14日、京都憲法会議は自由法曹団京都支部・憲法を守る婦人の会との共催で憲法記念秋のつどいを開催し、100人を超す参加がありました(於:こどもみらい館)。冒頭には、自由法曹団京都支部幹事の奥村一彦さんから開会の挨拶があり、続いて山室信一さん(京都大学人文科学研究所教授・法政思想連鎖史)に、「歴史の転換点としての2015年・新たな民主主義のはじまり」と題してご講演いただきました。山室さんの講演の要点は次の通りです。

たな歩みを進めていきたいと思えます。

(1) そもそも戦後とは なんだったのか

日本の戦後70年にあたって出された安倍談話は、誰が「反省」しているのかわからない主語のない文章でありました。安倍談話の後、南京事件のユネスコ世界記憶遺産登録への政府の否定的対応、南京事件・従軍慰安婦、ポツダム宣言の見直し論、ひいては押し付け憲法改正論が続いたことは周知の通りです。

~~~~~

2015年夏を契機として、自由・民主主義という言葉を生の中で身近に感じることのできる時代、他方で「憲法に書いていないからできる」といったアクロバティックな理屈がまかり通り、憲法そのものが空文化していく時代が来たといえます。その意味において2015年は、安保反対運動の1960年に匹敵する転換点です。安保法成立後の現在は、パリの同時多発テロも背景としながら非常事態権限や共謀罪といった新たな問題も生じているところです。メディアの世界では、安保法は過去の出来事とされようとしています。今日は2015年がどのような年であったのかをもう一度確認した上で、新

このポツダム宣言については、国会審議の中で「つまびらかに読んでいない」との安倍首相の発言が問題となりましたが、彼はあきらかにポツダム宣言に対して誤解をしています。いうまでもありませんが、ポツダム宣言の発表(7月26日)をうけた日本政府はこれを黙殺/拒否する(ignore/reject)と回答、それに対してアメリカは本土上陸による100万人の犠牲を防ぐた

憲法記念秋のつどい  
「歴史の転換点としての2015年  
—新たな民主主義のはじまり」  
講師 山室 信一 さん  
(京都大学人文科学研究所教授、法政思想連鎖史)  
主編書『憲法と争いの歴史』(法政思想連鎖、2007)、『日本国中の争い—憲法  
政治の争いと日本国史』(法政思想連鎖、2009)、『戦後—ポツダム—戦後の争い』(中  
心公論社、2004)、『空襲機としてアジア—基地—選挙—投票』(法律家、2002)  
リレートーク:憲法を生かすそれぞれの取組み  
2015. 11/21 (土)  
14:00~  
(13:30 開場、14:00 始まる)  
京都市子育て支援総合センター  
こどもみらい館  
京都府中京区西陣之町竹屋町下瓦  
地下鉄(丸太町)駅西口徒歩5分、市バス(丸太町)下車徒歩5分  
TEL 075-254-5001  
※加費 500円 (学生300円)  
主催: 京都憲法会議、自由法曹団京都支部、憲法を守る婦人の会  
問い合わせ: 京都第一法律事務所内 075-211-4411 (受付時間)



め原爆を投下するという神話を作っていたのです。しかし安倍首相はアメリカが二発の原爆を投下してポツダム宣言を突きつけてきたので仕方なく受け入れたものと誤解していたのです。

ここで私たちは国際法上「戦後」がどのように確定されたのかを確認しておく必要があります。国際法上日本は8月14日（終戦の詔勅を出した日）にポツダム宣言を受諾しました。なかでももっとも重要なのはカイロ宣言条項の履行について規定したポツダム宣言8項です。ポツダム宣言の受諾は日清戦争・第一次世界大戦の占領地の返還等を規定したカイロ宣言（1943年）の履行をも受け入れる、すなわち日清戦争（1895年）以後の日本が行った50年のすべての戦争の処理・および責任ので、ポツダム宣言・カイロ宣言の条文をお読みください。

このような事実に基づけば、安倍談話がいう日露戦争によってアジア・アフリカの人々を勇気づけたという認識には到底なりえないのです。

## （2）安保法制が「成立」した あとの9条をめぐる状況

私はあの強行採決でそもそも安保法が「成立」したのかについて懐疑的です。また首相の国民への「丁寧な説明」のためにも、施行（2016年3月）を目前にして積み残しの課題を審議するためにも必要だった臨時国会は、憲法53条を無視して開かれませんでした。

違憲訴訟も予定されていますが日本の裁判所ではあくまでも立法を通じて事件が生じなければ裁判になりません。また砂川事件で最高裁が「統治行為論」（高度に政治的な問題について裁判所は判断しないとする、日米安保条約について違憲判断を回避した理屈）を用いていることから、政府は裁判所が違憲判決を出さないだろうと見込んでいるのです。

ここで私たちは安保法が通ったことによって、憲法改正に対する弾みがついていることを忘れてはいけません。現在憲法改正に賛成の議員は両院で422名、あと50数名で3分の2になるところまで来ていると言われていいます。パリの同時多発テロを背景に憲法改正は緊急事態条項から着手することが予想されますし、憲法改正手を緩和する96条改正問題も再度出てくることが予想されます。これらに対してもどう対応すべきかが課題となります。



## （3）民主主義をめぐる 「空気」による支配

今さまざまな場所で「偏向」「中立性」の圧力がかかっています。多くのメディアが政府の広告機関となり、憲法9条に関する市民講座は開催できない、安保法に反対する催し物は「偏向」であると会場の使用を拒否されるなどの例からわかるのは、圧力をかける側に「圧力をかければ自主的にやめる」という「成功体験」があることです。このような「空気」を背景に、シーلز、ママの会への誹謗中傷、家族を含めた殺害予告も起きていますが、警察はこれらに対応しないどころか、国会前デモには8000人体制で臨むという徹底ぶりです。私たちはこれほどまでに自由

にもの言えない、人権侵害の起きる社会についても考えていかねばなりません。

#### (4) 新たな民主主義を考える

新たな民主主義に話を移しましょう。2015年夏の特徴的な現象は、民主主義とは議場だけではなく路上でも行われるということでした。各地でデモや集会が多く開かれ、お任せ民主主義から自己決定する民主主義へと動いてきたのです。この動きを強め、議場における多数決偏重の頭数政治から脱却するためには、市民の側から小選挙区制に替えボルダールール（候補者に順位に応じた点数をつける投票法）を提案することも重要でしょう。またかつての自由民権運動は、村々で行われる漢詩や俳句の会・運動会を通じた生活の場に根ざした文化運動でもありました。今日のような講演会で人々が集まることも重要ですが地域の場での活動をどう復活させるかも新たな民主主義にとっての課題ではないでしょうか。

民主主義とはなんでしょうか。熟慮と熟議がなければ民主主義は機能しません。一人一人がじっくり考え（deliberation）、話をする（deliberations）この繰り返しは民主主義には欠かせないのです。では議員を選ぶとはいかなることでしょうか。政治学では信託する（あなたの考え判断を信用して託す）ということと代理・代表する（私の意見を、そのとおり議会で言ってもらう）ことは異なる概念です。しかし現在の政党の公認を得た候補者を選ぶ方式では個人を選んでおらず、「信託」でも「代理・代表」でもなく政策のパッケージを選んでいるにすぎません。この意味でも先のボルダールールが個人を選ぶ最適な方法とも言えるのです。

新たな民主主義はやっと芽生えたばかりでここからが正念場です。「正しい民主主義」は存在しません。民主主義とは今ここで直面

する課題にいかなる判断・対応をするかであり、選挙制度や多数決という制度そのものではないからです。民主主義は生活の場で、現場で生まれています。民主主義にとって大事な一步は集いの意識（sense of meeting）だと考えます。

交戦権を否認することまで書いた憲法は日本国憲法9条しかありませんが、その思想は17・18世紀以前のヨーロッパの中に、日本の朱子学の中に水源を持ち時代や国境や民族を超えて醸成されてきたものです。したがってこの思想はほかでもない個人が受け継ぎ、次の世代へと手渡していくものです。今日ここに集われた一人一人が憲法9条の思想を受け継ぎ受け渡す人であってほしいと願っています。

最後にニューヨーク州知事アル・スミスの言葉を紹介したいと思います。“The cure for the ills of democracy is more democracy.”（デモクラシーのさまざまな病を治癒するのは、さらなる民主主義である）。最も悪い民主主義であっても、最もよい独裁よりはよい。民主主義の病を治癒するのはいうまでもなく、私たち一人一人なのです。



京都憲法会議監修

木藤伸一朗・倉田原志・奥野恒久編

### 『憲法「改正」の論点

#### —憲法原理から問い直す』

実践運動とつながりながら理論を探究している、京都憲法会議ならではの出版物です。学習に、運動に、広くご利用ください。

（法律文化社、2014年、A5版、180頁、1,900円(税抜)）





## 平和と立憲主義の興亡をかけた、今夏の参議院選（事務局から）

### 安倍政権の恐ろしさ

昨年9月の「戦争法」の強行を思い出すまでもなく、安倍政権の恐ろしさは、手続きの著しい軽視、そして特定の価値への敵意とそれの排除志向であろう。保守政権のなかでも「特異」といえる。雑誌『世界』の別冊『2015年安保から2016年選挙へ』にて、志位和夫さんとの対談で小沢一郎さんは次のような指摘をするが、正鵠を射ている。「安倍内閣が小泉内閣以上にもっと自民党を変えたのは、権力を政敵に対して徹底的に使う、これに躊躇しないという姿勢です。民主主義という観点から見ても恐ろしい内閣であり、この選挙に負けても次があるなどと、のんきなことを言っている場合ではない。僕は、次はないと思う。これで安倍政権が勝ったら、もっと権力を徹底的に使いますよ。そして全部つぶしますよ。野党がこの選挙で大敗したら、政党として存続しなくなる、そういう状況に陥るかもしれない」と。そのような安倍政権が、本気になって9条明文改憲に動き出している。メディア規制、教育への介入、刑事的弾圧、あるいは「右翼的言論」の扇動など、何をしてくるのか分からない。平和と立憲主義に基づく未来を拓くか、独裁的な「戦争国家」に陥るか、その決戦の場が今夏の参議院選といえよう。

### 参議院選挙の意味と争点を訴えたい

参議院選に向け、それこそ安倍政権は「バラマキ」をはじめ何でもしてくるであろう。そのなかでこの参議院選の歴史的意味と真の争点をしっかり国民に示し、まさに国民的熟議の場としなければならない。ご存知の通り、今夏の参議院選には、京都憲法会議事務局次長の大河原壽貴さんが立候補する。京都憲法会議としても、この選挙を国民的憲法学習の契機とすべく、次のような取り組みを進めていく。

① 同封チラシのとおり、5月22日（日）に沖縄国際大学の前泊博盛さんをお招きし、安倍政権の独善的な権力行使が集中的にあらわれている沖縄辺野古の現状から「戦争法」の危険性を告発してもらう。また当日は、立命館大学の植松健一さんに憲法をめぐる現在の情勢について報告いただく。



② 「戦争法」の問題点を分かりやすく解説したリーフレットを作成したので、事務局員が中心となって学習会などに出かけて行って普及し、改めて「戦争法」の国民的批判世論の形成を促したい。

③ 何といたっても参議院選の意味と争点を示すべく、緊急事態問題での学習会の開催や新たなリーフレットの作成、さらには街頭宣伝などを検討している。

平和、自由、民主主義…、日本国憲法の下で築かれてきた普遍的とされる価値が、「特異」な政権によってことごとく壊されようとしている、極めて厳しい状況である。だが、それだけに広範な市民と政治勢力の結集の動きも進んでいる。京都憲法会議としては、このような市民の動きに連帯しつつ、一つひとつの課題に全力で取り組んでいく決意である。

（事務局次長・奥野恒久）

違憲の戦争法を  
廃止しよう！

「違憲の戦争法を廃止しよう！」  
内山あき 2015年7月18日

日本国憲法第9条  
1 日本国は、正義の戦力を保持し、他国に危害を加へず、国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄する。  
2 前条の目的を達する為、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法改正阻止京都各界連絡会議（京都憲法会議）

『違憲の戦争法を  
廃止しよう！』

★これが「戦争法」の内容です!!、★集团的自衛権をめぐるQ&A、など、全8頁のリーフレットです。ご入り用の際は、事務局までご連絡ください。  
(2016年3月29日発行)

京都憲法会議 事務局 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館  
<http://www.kyoto-kenpokaigi.com/> e-mail : [info@kyoto-kenpokaigi.com](mailto:info@kyoto-kenpokaigi.com)  
 FAX : 075-255-2507（京都憲法会議担当宛と明記）

